

**精神障害等・自殺（過労自殺）事例調査票**

1、記入年月日 2004年( )月( )日

2、記入者氏名( ) (所属)( )

(連絡先) &lt;住所&gt;〒

(電話) (FAX) (Eメール)

3、被災者の属性

(1) 被災者の性別(○を)(男、女)

(2) 生年月日( )年( )月( )日

(3) 発症の年月日( )年( )月( )日

4、死亡の年月日( )年( )月( )日

5、その時の年齢( )歳

6、(1) 被災者の住所( )

(2) 勤務地( )

7、被災者の勤務・業務状況

( )

8、所属事業所の業種(該当するものに○を)

(1) 1) 民間 2) 公務 国家 地方

(2) 1) 建設業 2) 製造業 3) 金融・保険・証券業 4) 運輸業 5) 通信業  
6) コンピューター関連 7) 放送 8) 新聞・出版・印刷 9) 広告・不動産業  
10) 卸・小売業 11) 医療 12) 福祉 13) 教育 14) 公的サービス 15) 自営  
16) 農林業 17) 漁(水産)業 18) その他( )

9、(1) 発症時の職種( )(2) 役職( )

(3) 経験年数( )年( )カ月

10、発症時の雇用形態(該当するものに○を)

(1) 1) 正規職員 2) 非正規職員

(2) 非正規の場合

1) 派遣社員 2) 契約社員 3) 他会社からの出向者 4) 定年退職者の嘱託  
5) パート 6) アルバイト 7) 臨時職員

11、労働(業務)による心理的負荷要因について(認定基準の評価法に関連)

(1) 職場における心理的負荷(出来事の類型と具体的な出来事)の何がありましたか  
(該当する出来事に○を)

①事故や災害の体験

- 1) 大きな病気やケガをした
- 2) 悲惨な事故や災害の体験(目撃)をした

②仕事の失敗、過重な責任の発生等

- 1) 交通事故(重大な人身事故、重大事故)を起こした
- 2) 労働災害(重大な人身事故、重大事故)の発生に直接関与した
- 3) 会社にとっての重大な仕事上のミスをした

- 4) 会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた
- 5) ノルマが達成できなかった
- 6) 新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった
- 7) 顧客とのトラブルがあった

③仕事の量・質の変化

- 1) 仕事の内容・仕事量の大きな変化があった
- 2) 勤務・拘束時間が長時間化した
- 3) 勤務形態に変化があった
- 4) 仕事のペース、活動の変化があった
- 5) 職場のOA化が進んだ

④身分の変化等

- 1) 退職を強要された
- 2) 出向した
- 3) 左遷された
- 4) 仕事上の差別、不利益取扱を受けた

⑤役割・地位等の変化

- 1) 転勤をした
- 2) 配置転換があった自分の昇格・昇進があった
- 3) 部下が減った
- 4) 部下が増えた

⑥対人関係のトラブル

- 1) セクシャルハラスメントを受けた
- 2) 上司とのトラブルがあった
- 3) 同僚とのトラブルがあった
- 4) 部下とのトラブルがあった

⑦対人関係の変化

- 1) 理解してくれている人の移動があった
- 2) 上司が変わった
- 3) 昇進で先を越された
- 4) 同僚の昇進・昇格があった

12、上記に関わって出来事に伴う変化の程度はどうですか（該当するものに○を）

(1) 労働時間の変化

- 1) 持続の程度 ( )
- 2) 悪化
- 3) 改善

(2) 仕事量の変化

- 1) 持続の程度 ( )
- 2) 悪化
- 3) 改善

(3) 仕事の質の変化

- 1) 持続の程度 ( )
- 2) 悪化
- 3) 改善

(4) 仕事の責任の変化

- 1) 持続の程度 ( )
- 2) 悪化
- 3) 改善

(5) 仕事の裁量性の欠如

- 1) 持続の程度 ( )
- 2) 悪化
- 3) 改善

(6) 職場の物的、人的環境の変化

- 1) 持続の程度 ( )
- 2) 悪化
- 3) 改善

(7) 会社の講じた支援の具体的な内容・実施時期等

- 1) 持続の程度 ( )
- 2) 悪化
- 3) 改善

(8) その他 ( )

13、出来事の心理的負荷と変化の心理的負荷の総合評価の判定はどうですか

(該当するものに○を)

- (1) 労働基準監督署・基金支部 1) 強 2) 中 3) 弱  
(2) 労働局・基金医師 1) 強 2) 中 3) 弱  
(3) 専門医師（申請者の依頼医師・主治医） 1) 強 2) 中 3) 弱  
(4) 申請者の判断 1) 強 2) 中 3) 弱

14、職場以外の心理的負荷の出来事がありましたか（該当するものに○を）

- 1) 自分の出来事 2) 自分以外の家族・親族の出来事  
3) 金銭関係 4) 事件、事故、災害の体験  
5) 住環境の変化 6) 他人との人間関係

15、個体側の発症に影響したと考えられる要因がありましたか（該当するものに○を）

- 1) 既往歴 2) 生活史（社会適応状況）  
3) アルコール等依存状況 4) 性格傾向  
(具体的に )

16、発症した病気について

- (1) 最終病名 ( )  
(2) 転帰（発症後の状況）（該当するものに○を）  
1) 死亡 2) 寝たきり 3) 介護必要 4) 就労不可だが生活自立  
5) 転職して部分就労 6) 元の仕事で部分就労 7) 転職して通常就労  
8) 元の仕事で通常就労

17、発症時の病気の状況（分かる範囲で記入してください）

18、被災者の発症前の健康状態（分かる範囲で記入してください）

19、被災者の発症前の生活習慣（分かる範囲で記入して下さい）

- (1) タバコは 1) 吸う（1日　本） 2) 吸わない  
(2) アルコールは 1) 飲む（量は　　） 2) 飲まない  
(3) 運動・スポーツは 1) 習慣的に行なう 2) 習慣的に行なわない  
(4) 睡眠時間  
　　発症前1ヶ月1日（　　）時間 最低（　　）時間 最高（　　）時間  
　　発症前6ヶ月1日（　　）時間 最低（　　）時間 最高（　　）時間  
　　発症前1年（　　）時間 最低（　　）時間 最高（　　）時間  
(5) 食事（該当するものに○）  
1) 朝・昼・夕食だいたい決まった時間に食べる  
2) 朝・昼・夕食食事時間がバラバラ  
3) 朝・昼・夕食食べない（ぬく）ことが多い  
4) 平日夕食は普段家族と食べる  
5) 平日夕食をほとんど家族と食べない

20、仕事（業務）と病気発症との関係（因果関係）をどのようにとらえていますか

21、労災認定の業務（公務）上・外について

（1）現在係争中（該当するものに○）

- 1) 労働基準監督署
- 2) 労働局審査会
- 3) 中央審査会
- 4) 基金支部
- 5) 基金支部審査会
- 6) 基金本部審査会
- 5) 地方裁判所
- 6) 高等裁判所
- 7) 最高裁判所

（2）業務（公務）上と認定された

（認定された理由）（該当するものに○）

- 1) 業務における心理的負荷が「強」と認められた
- 2) 業務における心理的負荷が極度のものと認められた
- 3) 業務上の傷病により6ヶ月を超えて療養中に精神障害を発症した
- 4) 極度の長時間労働があった
- 5) その他

（認定された理由を記入して下さい）

（3）業務（公務）外とされた

（認定されなかった理由）（該当するものに○）

- 1) 精神疾患発症前の心理的負荷が「強」とされなかった
- 2) 長時間労働はあったが極度の長時間労働とされなかった
- 3) 心理的負荷はあったが、業務以外の心理的負荷による発症とされた
- 4) 個体側要因とされた
- 5) 精神疾患の病名がICD10診断ガイドラインのF0～F4項目に該当しない
- 6) 精神疾患発症後には「強」の心理的負荷があったが、発症前には「強」の心理的負荷があったとは認められなかった
- 7) その他

（認定されなかった理由を記入して下さい）

22、認定されなかったことに対する意見

23、この事例の経験を通じて、職場で今後このような事例を出さないために何が必要と考えられましたか

## 調査同意書

本調査は過労死・過労自殺の業（公）務上となった事例あるいは業（公）務外とされた事例を収集して、脳・心臓疾患（過労死）と精神障害等・自殺（過労自殺）の新しい労（公）災認定基準の妥当性と認定基準運用の問題点を明らかにすることを目的としており、別紙の調査票に基づいて調査を行います。

調査結果は働くもののいのちと健康を守るセンターの機関紙誌で発表することや過労死に関わる研究会、研究集会などで発表する予定です。

本調査ではプライバシーが厳守され、記載された調査用紙は厳重に管理されます。また、調査目的以外には記載された調査票が使用されることはありません。

以上を確認し、働くもののいのちと健康を守る全国センターが行う脳・心臓疾患（過労死）と精神障害等・自殺（過労自殺）事例調査について同意致します。

年      月      日

(署名) 本人

家 族 (遺 族) :

<連絡先> 働くもののいのちと健康を守る全国センター  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館6F  
電話 03-5842-5601 FAX 03-5842-5602  
e-mail info@inoken.gr.jp 担当事務局 佐々木昭三